

※この法令は廃止されています。

平成三十年法律第二十五号
生産性向上特別措置法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 革新的事業活動の促進
　第一節 革新的事業活動実行計画（第六条・第七条）
　第二節 新技術等実証の促進（第八条～第二十条）
　第三節 革新的データ産業活用の促進（第二十一条～第三十五条）
第四章 先端設備等導入の促進（第三十六条～第四十二条）
第五章 雑則（第四十三条～第五十三条）
第六章 罰則（第五十四条～第五十六条）
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等により、我が国産業の国際競争力の維持及び強化を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「革新的事業活動」とは、我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であつて、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものをいう。

2 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

1 新技術等（革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であつて、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

2 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合には、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であつて、第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証について適用されるもの

4 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。）を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。
(基本理念)

第三条

革新的事業活動による生産性の向上は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、事業者が、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを中心とした、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間（第八条第一項に規定する計画実行期間をいう。次条において同じ。）内に集中的に行うこととして、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を計画実行期間内に集中的かつ一体的に推進し、迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たつては、事業者による新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の基本理念にのつとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

第二章

革新的事業活動の促進

革新的事業活動実行計画

第一節 革新的事業活動実行計画

革新的事業活動実行計画

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策（次項において「革新的事業活動関連施策」という。）の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画（以下「革新的事業活動実行計画」という。）を作成するものとする。

2 革新的事業活動実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画実行期間

二 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

四 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

五 前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事項

六 革新的事業活動関連施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

七 前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」と総称する。）に係る事務を分担管理する内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣をいう。

八 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

九 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

十 政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

十一 第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について適用する。

十二 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

十三 政府は、第六項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果について、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（担当大臣の責務）

十四 担当大臣（前条第三項に規定する担当大臣をいう。）は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

十五 第七条

十六 第二節 新技術等実証の促進

十七 新技術等実証の実施に関する基本的な方針

十八 第八条

十九 第九条

二十 第十条

二十一 第十一条

二十二 第十二条

二十三 第十三条

二十四 第十四条

二十五 第十五条

二十六 第十六条

二十七 第十七条

二十八 第十八条

二十九 第十九条

三十 第二十条

三十一 第二十一条

三十二 第二十二条

三十三 第二十三条

三十四 第二十四条

三十五 第二十五条

三十六 第二十六条

三十七 第二十七条

三十八 第二十八条

三十九 第二十九条

四十 第三十条

四十一 第三十一条

四十二 第三十二条

四十三 第三十三条

四十四 第三十四条

四十五 第三十五条

四十六 第三十六条

四十七 第三十七条

四十八 第三十八条

四十九 第三十九条

五十 第四十条

五十一 第四十一条

五十二 第四十二条

五十三 第四十三条

五十四 第四十四条

五十五 第四十五条

五十六 第四十六条

五十七 第四十七条

五十八 第四十八条

五十九 第四十九条

六十 第五十条

六十一 第五十一条

六十二 第五十二条

六十三 第五十三条

六十四 第五十四条

六十五 第五十五条

六十六 第五十六条

六十七 第五十七条

六十八 第五十八条

六十九 第五十九条

七十 第六十条

七十一 第六十一条

七十二 第六十二条

七十三 第六十三条

七十四 第六十四条

七十五 第六十五条

七十六 第六十六条

七十七 第六十七条

七十八 第六十八条

七十九 第六十九条

八十 第七十条

八十一 第七十一条

八十二 第七十二条

八十三 第七十三条

八十四 第七十四条

八十五 第七十五条

八十六 第七十六条

八十七 第七十七条

八十八 第七十八条

八十九 第七十九条

九十 第八十条

九十一 第八十一条

九十二 第八十二条

九十三 第八十三条

九十四 第八十四条

九十五 第八十五条

九十六 第八十六条

九十七 第八十七条

九十八 第八十八条

九十九 第八十九条

一百 第九十条

一百零一 第九十一条

一百零二 第九十二条

一百零三 第九十三条

一百零四 第九十四条

一百零五 第九十五条

一百零六 第九十六条

一百零七 第九十七条

一百零八 第九十八条

一百零九 第九十九条

一百一十 第一百条

一百一十一 第一百零一条

一百一十二 第一百零二条

一百一十三 第一百零三条

一百一十四 第一百零四条

一百一十五 第一百零五条

一百一十六 第一百零六条

一百一十七 第一百零七条

一百一十八 第一百零八条

一百一十九 第一百零九条

一百二十 第一百一十条

一百二十一 第一百一十一条

一百二十二 第一百一十二条

一百二十三 第一百一十三条

一百二十四 第一百一十四条

一百二十五 第一百一十五条

一百二十六 第一百一十六条

一百二十七 第一百一十七条

一百二十八 第一百一十八条

一百二十九 第一百一十九条

一百三十 第一百二十条

一百三十一 第一百二十一条

一百三十二 第一百二十二条

一百三十三 第一百二十三条

一百三十四 第一百二十四条

一百三十五 第一百二十五条

一百三十六 第一百二十六条

一百三十七 第一百二十七条

一百三十八 第一百二十八条

一百三十九 第一百二十九条

一百四十 第一百三十条

一百四十一 第一百三十一条

一百四十二 第一百三十二条

一百四十三 第一百三十三条

一百四十四 第一百三十四条

一百四十五 第一百三十五条

一百四十六 第一百三十六条

一百四十七 第一百三十七条

一百四十八 第一百三十八条

一百四十九 第一百三十九条

一百五十 第一百四十条

一百五十一 第一百四十一条

一百五十二 第一百四十二条

一百五十三 第一百四十三条

一百五十四 第一百四十四条

一百五十五 第一百四十五条

一百五十六 第一百四十六条

一百五十七 第一百四十七条

一百五十八 第一百四十八条

一百五十九 第一百四十九条

一百六十 第一百五十条

一百六十一 第一百五十一条

一百六十二 第一百五十二条

一百六十三 第一百五十三条

一百六十四 第一百五十四条

一百六十五 第一百五十五条

一百六十六 第一百五十六条

一百六十七 第一百五十七条

一百六十八 第一百五十八条

一百六十九 第一百五十九条

一百七十 第一百六十条

一百八十一 第一百六十一条

一百八十二 第一百六十二条

一百八十三 第一百六十三条

一百八十四 第一百六十四条

一百八十五 第一百六十五条

一百八十六 第一百六十六条

一百八十七 第一百六十七条

一百八十八 第一百六十八条

一百八十九 第一百六十九条

一百九十 第一百七十条

一百九十一 第一百七十一条

一百九十二 第一百七十二条

一百九十三 第一百七十三条

一百九十四 第一百七十四条

一百九十五 第一百七十五条

一百九十六 第一百七十六条

一百九十七 第一百七十七条

一百九十八 第一百七十八条

一百九十九 第一百七十九条

一百二十 第一百八十条

一百二十一 第一百八十一条

一百二十二 第一百八十二条

一百二十三 第一百八十三条

一百二十四 第一百八十四条

一百二十五 第一百八十五条

一百二十六 第一百八十六条

一百二十七 第一百八十七条

一百二十八 第一百八十八条

一百二十九 第一百八十九条

一百三十 第一百九十

一百三十一 第一百九十一

一百三十二 第一百九十二

一百三十三 第一百九十三

一百三十四 第一百九十四

一百三十五 第一百九十五

一百三十六 第一百九十六

一百三十七 第一百九十七

一百三十八 第一百九十八

一百三十九 第一百九十九

一百四十 第一百二十

一百四十一 第一百二十

一百四十二 第一百二十

一百四十三 第一百二十

一百四十四 第一百二十

一百四十五 第一百二十

一百四十六 第一百二十

一百四十七 第一百二十

一百四十八 第一百二十

一百四十九 第一百二十

一百五十 第一百二十

一百五十一 第一百二十

一百五十二 第一百二十

一百五十三 第一百二十

一百五十四 第一百二十

一百五十五 第一百二十

一百五十六 第一百二十

一百五十七 第一百二十

一百五十八 第一百二十

一百五十九 第一百二十

一百六十 第一百二十

一百六十一 第一百二十

一百六十二 第一百二十

一百六十三 第一百二十

一百六十四 第一百二十

一百六十五 第一百二十

一百六十六 第一百二十

一百六十七 第一百二十

一百六十八 第一百二十

一百六十九 第一百二十

一百七十 第一百二十

一百八十一 第一百二十

一百八十二 第一百二十

一百八十三 第一百二十

一百八十四 第一百二十

一百八十五 第一百二十

一百八十六 第一百二十

一百八十七 第一百二十

一百八十八 第一百二十

一百八十九 第一百二十

一百九十 第一百二十

一百二十 第一百二十

一百二十一 第一百二十

一百二十二 第一百二十

一百二十三 第一百二十

一百二十四 第一百二十

一百二十五 第一百二十

一百二十六 第一百二十

一百二十七 第一百二十

一百二十八 第一百二十

一百二十九 第一百二十

一百三十 第一百二十

一百四十一 第一百二十

一百四十二 第一百二十

一百四十三 第一百二十

一百四十四 第一百二十

一百四十五 第一百二十

一百四十六 第一百二十

一百四十七 第一百二十

一百四十八 第一百二十

一百四十九 第一百二十

一百五十 第一百二十

一百六十一 第一百二十

一百六十二 第一百二十

一百六十三 第一百二十

一百六十四 第一百二十

一百六十五 第一百二十

一百六十六 第一百二十

一百六十七 第一百二十

一百六十八 第一百二十

6 5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

(新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め)

6 5 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会（第三十一条に規定する革新的事業活動委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聞くものとする。

(解釈及び適用の確認)

第十一条 新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）の規定をいう。以下同じ。の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

(新技術等実証計画の認定)

第十二条 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新技術等実証の目標

（新技術等実証計画の認定）

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び革新的事業活動の内容

ハ ロ 第二条第二項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

三 第二条第二項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

四 新技術等実証の実施期間及び実施場所

五 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

六 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

九 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、

一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものであること。

二 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

四 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

五 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。

（認定証の交付等）

第十三条 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

五 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

(規制の特例措置の見直し)

第十九条 主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、第五十条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第二十条 主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置、第十条第一項の規定による求めに係る新技術等関係規定又は第十一条第三項第六号の新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制度上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 革新的データ産業活用の促進

(革新的データ産業活用に関する指針)

第二十一条 総務大臣及び経済産業大臣は、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）の趣旨を踏まえ、計画実行期間内における革新的データ産業活用に関する指針（以下「この条及び次条第四項第一号において「革新的データ産業活用指針」という。）を定めるものとする。

2 革新的データ産業活用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項

二 第二十六条第一項に規定する特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野に関する事項

3 総務大臣及び経済産業大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に協議するものとする。

5 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(革新的データ産業活用計画の認定)

第二十二条 革新的データ産業活用に関する計画（以下「革新的データ産業活用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が革新的データ産業活用を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して革新的データ産業活用計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 革新的データ産業活用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 革新的データ産業活用の目標

二 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

三 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

4 その他革新的データ産業活用の実施に關し必要な事項

4 おいて、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聽くことができる。

一 当該革新的データ産業活用計画が革新的事業活動実行計画及び革新的データ産業活用指針に照らし適切なものであること。

二 当該革新的データ産業活用計画に係る革新的データ産業活用が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、当該申請に係る革新的データ産業活用計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うことができる。

6 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該申請に係る革新的データ産業活用計画において用いられるデータに個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）が含まれる場合であって、当該データの性質、利用方法及び管理方法その他の事情を勘案して特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを個人情報保護委員会に送付するとともに、あらかじめ個人情報保護委員会に協議するものとする。

7 主務大臣及び個人情報保護委員会は、前項の規定による協議に当たっては、データの活用を促進することの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に密接に連絡するものとする。

8 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る革新的データ産業活用計画の概要を公表するものとする。

(革新的データ産業活用計画の変更等)

第二十三条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定革新的データ産業活用事業者」という。）は、当該認定に係る革新的データ産業活用計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定革新的データ産業活用事業者が当該認定に係る革新的データ産業活用計画（前項の規定による変更の認定がつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的データ産業活用計画」という。）に従つて革新的データ産業活用を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的データ産業活用事業者に対して、当該認定革新的データ産業活用計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聽くことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

第二十四條 普通保險、無担保

第三条の二第一項及び第三条の二第二項保険金額の合計額が、革新的データ商業活用関連保証による保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ「業活用関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ

（一）行員之工作，係由總經理指派，並得總經理之同意。

第三条の二第三項及び第三条の二第一項に該借入金の額のう
ち革新的データ産業活用関連保証及びその他の保証ごとにそ
れぞれ当該借入金の額のうち

2 普通保証の保証関係をうつて、車両内装工事請負業者に係る二つ、つまり中小企業信用保証会第三条第二項及び第五条の規定による

2 普通保険の保険關係であつて、新規の外産業活動に係るものに依つての、企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、革新的データ産業活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

年百分の一以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
（中小企業基盤整備機構の「手う書き新約マーク」（業種別用印）骨子（参考）

第二十五条 中小企業基盤整備機構は、革新的データ産業活用を円滑化するため、認定革新的データ産業活用事業者が認定革新的データ産業活用計画に従つて革新的データ産業活用の実施に必要な

資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。
（国の機関等に対するデータの提供の求め）

第二十六条 認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される革新的データ産業活用のうち、データを収集及び整理をし、他の事業者に提供するもの（以下この項及び次項第一号において「特定革新データ産業活用」といいう。）を行ふ二十の認定革新データ産業活用事業者（以下「データ産業活用事業者」といって、公務大臣又は各監査役が、公務大臣より認定した者）の安全管理に関する基準を定めることを目的とする。

革新的データ産業活用事業者（以下「特定革新的データ産業活用事業者」といいます。）を行なうことを目的とする新規事業者であつて、経済力及び技術力が目をめぐらしく、安全管理制度に係る基準に適合するなどして三種大目の確認を受けた者（第二十八条第三項において「特定革新的データ産業活用事業者」という。）は、特定革新的データ産業活用を効率的かつ効率的に実施するため、国の機関又は公共機関等（独立行政法人等を除く。）

政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。の保有するデータを必要とするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めるに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めるについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該要求をした者に是共するうつしとする。

当該データの収集が、特定革新的データ産業活用の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提
供を行なへ、旨又はその理由を当該要求をして者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合においては、それを行なう旨及びその理由を当該求めをした者は通知するものとする。

て、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。次項、第八項及び第九項において同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものと

する。第一項の規定による請求が、市長は、市長に見合ふ場合に、当該請求が第二項第一号に該当しないことを認めたときは、墨書きにて、当該請求に係る一ヶ月を経過する。

第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項に規定する場合において、当請求が第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるとときは、その所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

6 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて第一項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした者に提供とともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主義大臣に通知するものとする。

当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該要請に応じて前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

(委員)

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第三十四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 先端設備等導入の促進

(導入促進指針)

第三十六条 経済産業大臣は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第一条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の先端設備等（従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。））であつて、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する指針（以下「導入促進指針」という。）を定めるものとする。

- 2 導入促進指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - 2 先端設備等の導入の促進に関する事項
 - 3 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
 - 4 経済産業大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、導入促進指針を変更するものとする。
 - 5 経済産業大臣は、導入促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - 2 先端設備等の種類
 - 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - 4 計画期間
 - 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

第三十七条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めることにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

- 2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

第三十八条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 1 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 1 当該導入促進基本計画が導入促進指針に適合するものであること。
 - 2 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。
- 4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第三十九条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 1 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。）に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。
- 2 市町村は、導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。
- 4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

- 2 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報並びに当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれら情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。
- 3 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村）をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

4 特定市町村は、第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようと認めるときは、その認定をするものとする。

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて先端設備等導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第四十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に必要な資金に係るもの）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 第三条第一項

2 第三条の二第一項及び第三条の三第一項

1 第三条の二第二項及び第三条の三第二項

2 第三条の二第三項及び第三条の三第二項

1 第三条の二第二項

2 第二項

1 第二項

（資金の確保）

第四十三条 国は、認定新技術等実証実施者、認定革新的データ産業活用事業者又は認定先端設備等導入事業者が認定新技術等実証計画、認定革新的データ産業活用計画又は認定先端設備等導入計画を短期間に円滑に実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

第四十四条 経営改革の促進のための措置

国は、事業者において、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組の積極的な実施に向けた機動的かつ的確な経営判断が行われるよう、事業者における意思決定の過程の透明性及び客觀性を実効的に確保するための体制の構築その他の経営改革を促進するためには、その実施に必要な措置を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

第四十五条 研究開発の推進等に係る事業環境の整備

国は、革新的事業活動を促進するため、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。

(人材の確保の円滑化のための施策)

第四十六条 国は、多様かつ高度な能力及び経験を有する人材が我が国産業における革新的事業活動の重要な担い手であることに鑑み、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と緊密な連携協力を図り、事業者におけるその人材の確保の円滑化のために必要な施策を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。
(革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備)

第四十七条 国は、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。
(経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮)

第四十八条 国は、革新的事業活動の促進に資する環境の保全、エネルギーの使用の合理化その他の経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資が計画実行期間内に促されるよう配慮するものとする。

(中小企業者に対する施策の総合的推進)

第四十九条 国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、我が国産業の生産性の向上に当たって中小企業者の生産性の向上が不可欠であることから、新技術等実証、革新的データ産業活用その他革新的事業活動又は先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第五十条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者又は認定革新的データ産業活用事業者に対し、認定新技術等実証計画又は認定革新的データ産業活用計画の実施状況について報告を求めることができる。

第五十二条 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。
特定期町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。
(関係行政機関の協力体制の整備等)

第五十三条 国の関係行政機関は、革新的事業活動の促進に関する施策の推進に当たっては、我が国産業の競争力の強化に関する施策、規制の見直しに関する施策、情報の円滑な流通の促進に関する施策、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るため、必要な協力をを行うものとする。

第五十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）とする。

一 第九条第一項の規定による求めに關する事項 当該求めに係る新技術等が用いられる革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長
二 第十条第一項の規定による求めに關する事項 当該求めに係る新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第四章 革新的データ産業活用計画に関する事項 総務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長
四 革新的データ産業活用計画に関する事項 総務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

二 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
三 前項の規定にかかるわらず、第二条第三項、第十一项第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（権限の委任）
第五十三条 この法律による経済産業大臣及び主務大臣の権限は、経済産業大臣の権限にあつては経済産業省令に定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、

第五章 地方文部省局の長にそれぞれ委任することができる。
罰則
第五十四条 第二十八条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第五十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に廃止するものとする。

(施行前の準備)

第三条 第三十三条の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年七月二七日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十二条並びに附則第五条、第七条、第八条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第十二条の改正規定による。）、第九条、第十条、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定による。）、第十五条及び第十六条の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。